

平成28年第1回瑞穂市議会臨時会会議録（第1号）

平成28年5月2日（月）午前9時開議

**議 事 日 程**

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

**○本日の会議に付した事件**

日程第1から日程第2までの各事件

**（追加議事日程1）**

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 諸般の報告

日程第5 副議長の選挙

日程第6 常任委員の選任

日程第7 議会運営委員の選任

日程第8 もとす広域連合議会議員の選挙

日程第9 行政報告

日程第10 承認第1号 瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についての専決処分について

日程第11 承認第2号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について

日程第12 承認第3号 平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）の専決処分について

日程第13 議案第40号 瑞穂市固定資産評価員の選任について

日程第14 議案第41号 別府水源地配水池新設工事請負契約の締結について

日程第15 議案第42号 瑞穂市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第43号 瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第17 議員派遣について

追加日程第1 議案第44号 瑞穂市監査委員の選任について

追加日程第2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

**○本日の会議に出席した議員**

1番 松野貴志

2番 今木啓一郎

3番 北倉利治

4番 鳥居佳史

|     |       |     |         |
|-----|-------|-----|---------|
| 5番  | 小川理   | 6番  | 杉原克巳    |
| 7番  | 若園正博  | 8番  | 森治久     |
| 9番  | 庄田昭人  | 10番 | 若井千尋    |
| 11番 | 清水治   | 12番 | 広瀬武雄    |
| 13番 | 堀武    | 14番 | 広瀬時男    |
| 15番 | 若園五朗  | 16番 | くまがいさちこ |
| 17番 | 松野藤四郎 | 18番 | 藤橋礼治    |

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

|              |      |           |      |
|--------------|------|-----------|------|
| 市長           | 棚橋敏明 | 副市長       | 早瀬俊一 |
| 教育長          | 加納博明 | 政策企画監     | 藤井忠直 |
| 企画部長         | 広瀬充利 | 総務部長      | 梶浦要  |
| 市民部長         | 伊藤弘美 | 福祉部長      | 森和之  |
| 都市整備部長       | 鹿野政和 | 環境水道部長    | 広瀬進一 |
| 巢南庁舎<br>管理部長 | 松野英泰 | 会計管理者     | 宇野清隆 |
| 教育次長         | 高田敏朗 | 監査委員<br>長 | 西村陽子 |

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 広瀬照泰 | 書記 | 宇野伸二 |
| 書記     | 熊崎響  |    |      |

### 開会及び開議の宣告

○議会事務局長（広瀬照泰君） おはようございます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長議員の藤橋礼治議員を御紹介いたします。

〔18番 藤橋礼治君 議長席に着席〕

○臨時議長（藤橋礼治君） 皆さん、改めましておはようございます。

また、早朝より傍聴の皆様方、御苦労さまでございます。

ただいま御紹介をされました藤橋礼治でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

ただいまから、平成28年第1回瑞穂市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（藤橋礼治君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

議事の都合によりまして、このまましばらく休憩をいたします。

休憩 午前9時19分

再開 午前10時52分

○臨時議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

---

### 日程第2 議長の選挙

○臨時議長（藤橋礼治君） 日程第2、議長の選挙を行います。

議長の選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は18人です。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人には松野貴志君、今木啓一郎君を指名いたします。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。

[投票用紙配付]

○臨時議長（藤橋礼治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○臨時議長（藤橋礼治君） 配付漏れはないと認めます。

投票箱の点検を行います。

[投票箱点検]

○臨時議長（藤橋礼治君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、仮議席1番議員から順番に投票願います。

[投票]

○臨時議長（藤橋礼治君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○臨時議長（藤橋礼治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○臨時議長（藤橋礼治君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、有効投票18票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、私、藤橋礼治が10票、広瀬武雄君7票、小川理君1票、以上のおりでございます。

この選挙の法定得票数は5票でございます。したがって、私が議長に当選をしました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（藤橋礼治君） これより、私が議長の職務を務めさせていただきます。何とぞ今後ともよろしくお願いを申し上げます。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時33分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

日程第1 議席の指定

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定によって、ただいまの着席のとおり指定いたします。

---

#### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（藤橋礼治君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号3番 北倉利治君、4番 鳥居住史君を指名いたします。

---

#### 日程第3 会期の決定

○議長（藤橋礼治君） 日程第3、会期の決定の件を議題にいたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日だけの1日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日だけの1日間で決定をしました。

---

#### 日程第4 諸般の報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第4、諸般の報告を行います。

前議長から事務の引き継ぎを受けましたので、議会事務局長より報告をさせます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして5件報告いたします。

1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第3項の規定により監査委員から受けております。

検査は、平成28年2月分及び3月分が実施されました。いずれも、現金、預金等の出納保管状況は、関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。その他の項目については、お手元に配付のとおりです。

2件目は、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を同条第9項の規定により、監査委員から受けております。

監査は、2月5日、西保育・教育センターを対象に実施され、いずれも財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたとの報告でした。その他の監査結果につきましては、お手元に配付のとおりです。

3件目は、地方自治法第199条第2項の規定による行政監査の結果報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。

監査は郵便切手等の管理について行われ、平成27年4月1日から8月31日を監査対象期間と

して実施された。監査結果につきましては、お手元に配付の行政監査結果報告書のとおりであります。

4件目は、岐阜地域児童発達支援センターの組合議会の結果報告です。

3月29日に同組合の平成28年第1回定例会が開催されました。管理者から提出された議案は2件で、平成28年度当初予算1件と人事案件1件です。

予算案は、予算額を1億1,777万1,000円とする内容で、平成27年度当初予算と比較すると19万7,000円の減、率にして0.17%の減となります。当市の負担金額は、人口割95万4,000円で、前年度比9.4%の増になります。人事案については、監査委員の選任同意案で、任期満了に伴い、新たに田中康雄氏を選任することについての同意を求めるものでした。いずれの議案も、原案のとおり可決、または同意されました。

5件目は、市議会議長会関係の報告です。

4月21日に東海市議会議長会の定期総会が岐阜市で開催され、小川前議長、広瀬武雄前副議長、事務局長の私、3人が出席いたしました。総会では、表彰、会務報告などを行った後、12議案を審議し、いずれも原案のとおり可決、承認されました。これにより、瑞穂市は、東海市議会議長会の理事として平成28年度役員に選任されました。また、来年度の開催都市は、愛知県一宮市に決定いたしました。

以上、報告した5件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） これで諸般の報告を終わります。

議事の都合によりまして、このまましばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時39分

再開 午後0時37分

○議長（藤橋礼治君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

---

#### 日程第5 副議長の選挙

○議長（藤橋礼治君） 日程第5、副議長の選挙を行います。

副議長の選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は18人でございます。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に議席番号5番 小川理君と6番の杉原克巳君を指名いたします。

投票用紙を配ります。念のため申し上げますが、投票は単記無記名でございます。

〔投票用紙配付〕

○議長（藤橋礼治君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（藤橋礼治君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順番に投票を願います。

〔投票〕

○議長（藤橋礼治君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（藤橋礼治君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、有効投票18票、無効投票はゼロ票でございます。

有効投票のうち、庄田君が10票、松野君が8票、以上のおりでございます。

この選挙の法定得票数は5票でございます。したがって、庄田昭人君が副議長に当選をされました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（藤橋礼治君） それでは、ただいま副議長に当選されました庄田昭人君が議場におられます。

会議規則第31条第2項の規定によりまして、当選の告知をします。

庄田昭人君、登壇し、御挨拶をお願いいたします。

庄田君。

○新副議長（庄田昭人君） 庄田昭人でございます。副議長として、先ほど御挨拶をさせていただいたように、しっかりとして藤橋礼治議長を補佐する、これが副議長としての最大の役目でございますので、それをもとにしっかりとこの議会運営を取り計らっていきたいと思います。

どうかよろしく申し上げます。

---

## 日程第6 常任委員の選任

○議長（藤橋礼治君） 日程第6、常任委員の選任を行います。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後0時46分

再開 午後3時02分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りをいたします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、総務委員会には、若園五朗君、清水治君、若井千尋君、森治久君、北倉利治君、今木啓一郎君をお願いをしたいと思います。

続きまして、産業建設委員会でございますが、広瀬時男君、広瀬武雄君、庄田昭人君、若園正博君、杉原克巳君、松野貴志君をお願いをしたいと思います。

続きまして、文教厚生委員会でございますが、私、藤橋礼治、松野藤四郎君、くまがいさちこ君、堀武君、小川理君、鳥居佳史君、以上の方をお願いをしたいと思います。

今の件につき何か御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

これより、常任委員会の委員長及び副委員長を互選で行っていただきたいと思っております。

総務委員会は議会図書室、産業建設委員会は正副議長室、文教厚生委員会は第2議員会議室をお使いくください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定によりまして、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、その点よろしくお祈りを申し上げます。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後3時04分

再開 午後3時32分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員長及び副委員長が決定しましたので御報告をいたします。

総務委員会委員長 森治久君、副委員長 清水治君。産業建設委員会委員長 広瀬時男君、副委員長 若園正博君。文教厚生委員会委員長 くまがいさちこ君、副委員長 鳥居佳史君。

以上のとおりでございます。

## 日程第7 議会運営委員の選任

○議長（藤橋礼治君） 日程第7、議会運営委員の選任を行います。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後3時33分

再開 午後4時04分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議長さんのお許しをいただきましたので、動議の趣旨について御説明を申し上げます。

午前中に議長、副議長の選挙がございました。その節に候補者からいろいろ政策等を述べられておりましたんですけども、1点確認をしますけれども、当選をした後に会派を離脱するとか、云々という話がございましたが、議長さんにおかれましては、当選した後、考えるという話になっていますが、どのようになっているかということで動議をかけました。

○議長（藤橋礼治君） 皆様お聞きのとおり、藤四郎君のほうから動議が出ました。これに対して賛成をされる方は挙手を願いたいと思います。

〔賛成者挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 挙手多数と認めますので、しばらく休憩をとります。

休憩 午後4時07分

再開 午後4時25分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

その前に、本日の会議は、議事の都合によってあらかじめ延長いたします。

また、先ほど松野藤四郎君のほうから動議が出ましたが、その点につきましては、私は新生クラブを脱退いたしますので、その点、よろしく願いをいたします。

それでは、お諮りをいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によりまして、くまがいさちこ君、若園五朗君、広瀬武雄君、若園正博君、杉原克巳君、以上の5名でございます。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

これより、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。議会運営委員は、第2議員会議室に御参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定によりまして、委員長が互選されるまでの間は、年長

の委員が委員長職務を行うことになっておりますので、その点、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、しばらく休憩をとります。

休憩 午後4時27分

再開 午後5時05分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長に広瀬武雄君、副委員長に若園五朗君が決定しましたので、御報告をいたします。

---

### 日程第8 もとす広域連合議会議員の選挙

○議長（藤橋礼治君） 日程第8、もとす広域連合議会議員の選挙を行います。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後5時06分

再開 午後5時27分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定をいたしました。

もとす広域連合議会議員には、松野藤四郎君、くまがいさちこ君、若園五朗君、広瀬武雄君、清水治君、若井千尋君、森治久君の以上7人を指名したいと思います。

お諮りをいたします。ただいま私が指名した方をもとす広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま私が指名した方がもとす広域連合議会議員に当選をされました。

ただいま、もとす広域連合議会議員に当選されました方々が議場におられます。会議規則第

31条第2項の規定によって当選の告知をします。

---

## 日程第9 行政報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第9、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） それでは、3件の行政報告をさせていただきます。

初めに、平成28年第1回瑞穂市・神戸町水道組合議会定例会についてを報告します。

平成28年第1回組合議会定例会は、去る3月25日午後2時から菓南庁舎3-2会議室において開催され、管理者として出席しましたので、その状況について報告いたします。

提出しました議案は2件で、全て可決されました。

議案番号順に沿ってその概要を報告いたします。

議案第1号平成27年度瑞穂市・神戸町水道組合会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出それぞれ500万円減額し、総額を1,191万3,000円とするもので、主な内訳として、歳入においては基金繰入金を625万7,000円減額し、繰越金を147万4,000円増額、雑入を21万7,000円減額するものであります。また、歳出においては、総務管理費を500万円減額するものであります。

なお、平成27年度末基金積立残高の予定額は4,914万4,000円です。

次に、議案第2号平成28年度瑞穂市・神戸町水道組合会計予算についてであります。

業務の予定量を給水戸数208戸として策定し、歳入歳出予算の総額を1,729万5,000円と定めるものであります。

歳入の主な内訳は、負担金を185万3,000円、水道使用料593万2,000円、基金繰入金836万4,000円、前年度繰越金50万円、諸収入62万6,000円を見込みました。

歳出の主な内訳は、議会費で12万円、水質検査、水源地電気代、水源地水道管修理代等及び基金積立金を含めた総務費で1,261万6,000円、公債費として起債の償還元利金で355万9,000円を見込みました。

次に、報告第1号平成27年度瑞穂市一般会計継続費繰越計算書の報告について、報告第2号平成27年度瑞穂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第145条第1項及び第146条第2項の規定により、継続費通次繰り越し9,454万2,520円、繰越明許費4億9,457万5,000円をそれぞれ平成28年度に繰り越しましたので、これを報告するものであります。

以上、3件について行政報告をさせていただきました。

○議長（藤橋礼治君） これで行政報告は終わりました。

---

日程第10 承認第1号から日程第16 議案第43号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第10、承認第1号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についての専決処分についてから日程第16、議案第43号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 熊本地震でお亡くなりになられた方に謹んでお悔やみ申し上げ、負傷されました方に心よりお見舞い申し上げます。そして、一日も早い地震活動の終息を願うとともに、関係機関と連携して、瑞穂市としてできる限りの支援をしてみたいと考える次第でございます。

さて、5月が始まり、爽やかな新緑の季節となってまいりました。さきの瑞穂市市議会議員選挙で御当選されました皆様には、心よりお祝い申し上げます。

瑞穂市は、今年度より第2次総合計画をスタートし、今後、人口減少・超高齢化が進む中、「誰もが未来を描けるまち 瑞穂」を目指してまいりますので、議員各位におかれましては、これからの4年間、市の発展に御尽力賜りますことをまずもってお願い申し上げます。

また、本日は、平成28年第1回瑞穂市議会臨時会を開催させていただきましたところ、議員各位の御出席を賜り、御礼申し上げます。

今回上程します議案は、専決処分に係る承認を求める案件が3件、人事案件が1件、契約の締結に関する案件が1件、条例の改正に関する案件が2件の合計7件であります。

それでは、順次、提出議案の概要を説明させていただきます。

まず、承認第1号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についての専決処分についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、市条例の関係部分を改正する専決処分をいたしましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

次に、承認第2号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてであります。

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の公布に伴い、市条例の関係部分を改正する専決処分をいたしましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

次に、承認第3号平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてであります。

ほづみ幼稚園保育棟改修工事において補強工事が必要になったことを受けて、継続費に係る

補正予算を専決処分しましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

次に、議案第40号瑞穂市固定資産評価員の選任についてであります。

平成28年4月1日の瑞穂市職員の人事異動により、固定資産評価員 桑原秀幸税務課長がその職を離れたことから、新たに棚橋正則税務課長を固定資産評価員として選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第41号別府水源地配水池新設工事請負契約の締結についてであります。

別府水源地配水池新設工事に当たり一般競争入札を実施したところ、株式会社松野組が落札しましたので、契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第42号瑞穂市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例についてであります。

同報系受信局の所在地を変更したため、市条例の改正を行うものであります。

最後に、議案第43号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、市条例の改正を行うものであります。

以上、7件の提出議案につきまして概要を説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます、私の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後5時41分

再開 午後7時02分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま一括議題となっております承認第1号から議案第43号までの7議案を会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております承認第1号から議案第43号までの7議案は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより、承認第1号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についての専決処分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決とあわせて採決システムも使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いをいたします。

これから承認第1号を採決いたします。

承認第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 起立全員でございます。したがって、承認第1号は承認をされました。

これより、承認第2号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、承認第2号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてお伺いをいたします。

国民健康保険税の限度額の引き上げについては、毎回毎回、この限度額引き上げのときには質問しておるわけです。きょうのお話も、先ほど部長から聞いているんですが、何も一向に改善されていないということです。そこら辺について、まず国民健康保険税の限度額の引き上げを行う目的、これは何か。先ほどの答弁では地方税法の改正によるものだと言っておりますけれども、再度ここについて質問します。

以下については議席からいたします。

○議長（藤橋礼治君） 市民部長 伊藤君。

○市民部長（伊藤弘美君） それでは、ただいまの松野藤四郎議員の御質問にお答えをしたいと思っております。

今回もということになろうかと思えますけれども、国民健康保険税の改正を行っております。地方税法の施行令の改正にあわせてということでございますが、それ以前にといいますか、基本的にどういうことでそういった限度額が引き上げられているかというところについて、若干御説明をさせていただきたいと思えます。

国民健康保険税・料、いずれかを取っているということでございますけれども、その限度額の見直しにつきましては、それぞれ被用者保険、いわゆる国民健康保険以外のところの健康保険のルールというのがございまして、これが最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が1.0%から1.5%、平成28年度、今年度からは0.5%から1.5%の間となるように法定されているというルールがございまして、その他の被用者保険におけるルールとのバランスを考慮して、当面は超過世帯の割合が1.5%に近づくように、段階的に賦課の限度額を引き上げていくということが厚労省のほうで定められております。その関係で、最近、毎年、合計額で4万円程度の引き上げがされているというところがございます。それにあわせた形で国民健康保険法、もしくはその施行令、あるいは地方税法施行令といったところが改正を毎年、徐々に引き上げるという形で改正がされているというところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の説明は、国民健康保険、あるいは厚生年金、他の保険制度があるわけですが、そこの公平性といいますか、そこら辺の均衡を図るために国保のほうも1.0から1.5というふうに順次やっていくわけですが、この限度額の引き上げというのは、あくまでも国民健康保険税の増収を意味しておるわけではないというふうに思うわけです。これは、今の応能分の7割とか5割とか2割があります。これは国が保障しますけれども、応益分は、所得者とか、いろんな方々から保険税を取るんですけれども、要は中間層、国が言っておる軽減のところを拡大してやりましたね。または限度額を上げましたね。その中間層をいかにして今後やっていくかというのが、この今度の限度額の改正だというふうに思うんですよ。そういうことは認識されていないですかね。

○議長（藤橋礼治君） 市民部長 伊藤君。

○市民部長（伊藤弘美君） 今、松野藤四郎議員の御指摘のように、国のほうは今の限度額の引き上げ、それから今の軽減の、これも引き上げといいますか拡大というところで、中間層の被保険者の負担が国の示しているところによりますと、全体として中間層も割合的には引き下がるという考え方で示されているというふうに理解しています。

今の応能分50%、応益分50%の割合についても、おおむね50%、50%に合うようにというようところで改正をなさいたいというところがございます。その中で細かい数字をと言われると、

ちょっとそこまでは把握できておりませんので大変申しわけないんですけども、中間層についても全体のバランスとしては引き下がる形になるということで説明を聞いております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 「国民健康保険の保険料（税）の賦課限度額について」ということで、平成27年11月20日の厚生労働省の文書が出ております。これはインターネットで拾いました。その中で言っていますね。賦課限度額の引き上げの仕組みということで、中間所得者の被保険者の負担に配慮するということを言っておるんですよ。ここら辺は具体的に、当瑞穂市でどのような政策をされているのか。今回、この限度額を上げた場合、中間層に対する配慮はどうなっているかということ。

○議長（藤橋礼治君） 市民部長 伊藤君。

○市民部長（伊藤弘美君） 瑞穂市におけるというところでございますけれども、国の示しております、今、松野議員のおっしゃられた同じ資料を見ておるところでございますけれども、そういった形の中で、国のほうがこういうふうな考え方でこういう割合になってきますよという資料を見て、国のほうが税法を改正しているというところを見て、私のほうも全体のバランスとしては同じ扱いになるんだという理解をして対応しているということでございます。よろしくお願いします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の答弁によりますと、負担軽減策は行っていないというように捉えます。

地方税が改正になっても、この限度額については据え置くということは、各市町村の裁量でこれはできると思うんですね。先ほどの説明ですと、羽島市は何かという話もありましたね。そういうことができるんですよ。

それで、この税率を、今度一回しっかり研究、勉強しながら、1年後にどうするかというような議論をしていくのが当然ではないかと思うんですね。それから、限度額を引き上げる、引き上げないという話になればいいんですけども、そういった考え方はないのかということですね。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 羽島市は、先ほども少し御説明したように翌年度対応というところもございますが、しかし、本市といたしましては、参酌をしてというところをよくよく考えまして、国の政策・方針に沿った形で条例改正をしたいというところで進めさせていただいてお

るということで御理解をいただきたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） それでは、平成26年、27年、27年度はまだ決算が出ておりませんが、国民健康保険の運用状況、お金の収支はどのような予測をされているのか。多分余裕があるというふうに解釈しますけれども、どうなっているでしょうかね。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 全体の収支のバランスとか、そういったところにつきましては、本日、手元に何も資料を持ってきておりませんので余り詳しい御説明ということは難しいんですけども、今のところでございますが、特別交付金というのがございまして、これは昨年度に比べますと6,000万ぐらい、今のところでは交付される予定があるというところで、全体的な収支のバランスを考えますと、そういった特別な当初予定よりもふえている収入がありますので、ことしも多少余裕があるというふうに担当のほうからは聞いております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 余裕があるというお話ですね、でしたら、なおかつ今回、このような専決処分をしなくて、じっくりと議会に提出してやるのが当然じゃないですか、そういう考えはないですね。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 全体的なその収支のバランスというのは、最終的には決算ということになってきます。それ以前に、今、概算でそういうふうだから、もう少し余裕があれば時期をずらしてもいいのかということとは直接的には結びつかないというふうな考えでございまして、先ほどから御説明申し上げているとおり、国の方針に従うような形で、市の条例も同一の歩調で進めたいというところで、今回も、残念ながら国のほうの法律の公布が3月31日ということで、なおかつ施行日が4月1日ということがございましたので、そちらのほうに合わせたということで専決処分に対応させていただいたというところでございますので、よろしく願います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） これは限度額は、毎年毎年、これは上げておるんですね、はっきり言って。今までは2年ごとに見直しということでやってきました。それが26年度に、ここで賦課限度額が81万ということで、これ4万円上げましたね。去年、27年度に4万上げて85万とした。なおかつ、この28年度は4万上げて89万円ということで、毎年毎年上げていくんやね。こ

の実態が、保険制度は、平成30年に県下一本となってきますわね。国が言っておるのは、そのお金の賦課のかけ方というのは3方式で具体的にやっておるわけですね。当市は4方式の資産割を入れてきておるんですけれども、30年には県からどのような指示が来るかわかりませんけれども、今後、この瑞穂市の保険税のかけ方については、この資産割というのを入れてくるのか、もう今から準備していかと間に合わんですね。そこら辺をどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいまの御質問で、まず限度額が毎年切りかわっているというのは、先ほど御説明をさせていただいた段階的に限度額を引き上げるという国の方針で引き上がってくるよというところ、それから2年ごとに見直しをかけておりますのは、税率、もちろん均等割なんかは額というところがございますけれども、税率の見直しにつきましては、2年ごとに国民健康保険事業の運営協議会のほうにかけさせていただいて、見直しをかけさせていただいております。

28・29年度は、見直しの年に該当しておりましたけれども、今、松野藤四郎議員がおっしゃるように、平成30年度から国保の財政面を県で単一化するという方針が定まっております、そのように準備も動いております。その関係で、27年度から28年度への切りかわりのときには、税率の改正については現行を据え置くという形で対応させていただいております。

30年度以降の対応につきましては、昨年度の定例会のときにも若干触れさせていただいているように記憶しておりますけれども、今、県内の各市町村が協議会をつくりまして、それぞれの部会で協議をしております。県全体の中では、4方式をとっている市が非常に多くございます。大半のところは4方式、岐阜市とか、近隣でいいますと本巣市なんかは3方式をとっております。瑞穂市につきましても、基礎部分につきましては4方式、それから後期高齢者支援分・介護分につきましては2方式というところで、それぞれの市町村で、全体的には基本的に4方式というところが県内では多いというふう聞いております。その部分につきましては、平成30年度にある程度の方針が出るというふう聞いております。ただし、30年度、一気に県内統一ということがなかなか難しいので、30年度から5年度程度をかけて統一化を図るという方針が定まりつつあるというふう聞いております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 質問が前後しますけど、副市長にちょっとお尋ねをいたします。

この国保税の軽減のところ、5割・2割の話があるわけですが、これについては別に専決処分ということで私はいいいと思います。これについての財源というのは国から来ますから、これはいいいんですけれども、要は限度額の引き上げとは関係がありません。この限度額の引き

上げで増額する分の税率を下げて、中間所得者の負担軽減を行ってから限度額を引き上げると  
いうふうにすべきだというふうに思いますが、その点について副市長はどのようにお考えにな  
るか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 以前から軽減等については多くの方に公平という部分がありましょ  
うし、また上限額を上げるということになりますと、それなりに少し増税分ということがありま  
す。県下統一されるという状況も、今、担当のほうから申し上げましたけれども、そんなとこ  
ろも踏まえて、よくよく今までの運用状況をまた皆さんにお知らせしながら、十分に検討して  
まいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 執行部の答弁は、いつもそのような格好で終わっていくわけですよ  
ね、ちぐはぐといますか。この限度額の引き上げというのは増収を目的としないということ  
ですよ。先ほど資料で説明しましたね。中間所得者をいかにフォローしていくかという、こ  
こですよ。これについて何も答弁が副市長から出ておりませんが、幾ら聞いても同じ  
ような答弁ですので、この辺で終わりますけれども、いずれにしても、この承認の件について  
は、私は反対をするということでもあります。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 議席番号15番、新生クラブ、若園五朗です。

議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

私も国保税については、こういうような高くて低い層があると思うんですね。その場合、瑞  
穂市の場合、県下21市あるんですけども、今言っている所得割、均等割、そして資産割があ  
るんですね。これが平成30年に県下統一される前に、他の市町とひずみがあるところがある。  
例えば今言っている岐阜市であれば、要するに都市化しておるもので、所得割、あるいは3方  
式、瑞穂市の場合は4方式で資産割をやっておる。具体的に、ただ、国の法改正で限度額が高  
いところだけ条例改正して専決するんじゃないくて、前回も一番高いところだけ税率を上げて、  
要するに増収を600万、今回は専決処分をやって高い人だけ取って700万、今後、どういうよう  
に瑞穂市の税条例の見直し、どういような方針があるか、伺っていききたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 繰り返しになってしまうかもしれませんが、今の限度額の引き上げ  
というところにつきましては、国のルールとしてそういったバランスをとって、今後の方針に

つきましては、まだ28年度、今年度までの方針ということで出ておるだけでございますので、翌年度以降、29年度以降につきまして国がどういう限度額の引き上げをさらにしてくるのかというところがございますけれども、基本的にまだそのルールの数字には多少離れがあるというところで、またこういった方針が出てくるのではないかとということで考えておりますが、ただ、これと先ほどもう1点言われました、3方式、4方式と今言いますのは、それぞれの市町村が国民健康保険料、国民健康保険税をそれぞれ方式、所得割、資産割と、それから均等割、平等割ということで、それぞれ方式が4つありまして、その中で県内の市の状況を見てみますと、医療分につきましては、そのほかも含めてでございますけれども、4方式を採用しているところが大半でございます。岐阜市とか、言いました3方式をとっておられるところもございますが、今のところ瑞穂市としては、今後、30年度の県の単一化ということもございますので、今年度、来年度につきまして、そういった税率の部分、それから限度額の部分につきましては、国の方針、施策を見ながら、または県の単一化にあわせたそれぞれの協議会の内容を見ながら進めていくということになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 最後になりますが、副市長にお尋ねしたいんですけれども、同じ質問というか、松野議員と重なっておるところもあるんですが、21市ある中で、今言っている資産割、所得割、均等割があって、各市町が違うんですね。その現状をしっかりと議会に示して、ただ法律改正だけで限度額だけをなぶって、今言っている81万から、平成28年度は89万というふうに、所得の高い人だけをどんどん、要するに法改正をやることはちょっと置いておいて、今言っている三角のピラミッド、一番全体的な、要するにみんなが医療にかかるんですから、その辺の全体的な人口を踏まえて、ただ、今言っている都市化している瑞穂市の中で本当に資産割を取って、施策でやっておる国保税が合っているか。それなれば、自主方式みたいに収入がある人から所得割できちっと、要するに見直しをする必要があるんですよ。もっと事務局は知恵を絞って、どこが問題点か。瑞穂市は、高齢化人口、あるいは都市化している瑞穂市、資産割をかけるということは、本巣市とか、もっと中山間部の話ですけども、そんな方式じゃなくて、都市化する方式の国保税を取らないと、県の統一化される30年に、ひずみがある県の一本化方式の国保税になるんですよ。この2年間で今の資産割は、とにかく少なくして、所得の割合で国保税を取るような、そういう施策を知恵を絞ってもらわなきゃ困るんですよ。

副市長、どうですか。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 今、議員がおっしゃるとおりに、県の一本化という方向をにらみながら、激変ということはいけませんので、よくよく今の状況を踏まえて、また皆さんと協議をす

るように資料を作成させていただきますので、よろしく申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 羽島方式みたいに、あくまでも限度額を上げるのは、とにかく1年間研究し合って、そしてちゃんときちっと条例を出して、瑞穂市はこういう問題点があって、平成30年には県下統一されるときがあるから、今言っている所得割を少なくして、均等割、所得がある人から平均割を取るよう、均等割を取るような形で、しっかりと議会に資料を出して、じっくりこの議案を出していかないと、ただ、国の施策で条例改正があるから専決するんじゃない、しっかりと議案として議会として審議させてほしい。

副市長、今後、専決処分をある程度見直し、十分時間をかけて、執行部の知恵を絞った資料を出して条例改正をしていかないと、全然、県下統一の国保税の一本化にはならないと思います。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

〔「答弁はよろしいか」と議会事務局長の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 答弁、早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 今、御指摘がありましたように、専決処分等についても慎重に進めるということは基本でございますし、その以前に、やっぱり状況を皆さんに十分お知らせをするというのが基本だと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） それでは、小川理君。

○5番（小川 理君） 日本共産党の小川理でございます。

同じく質問をさせていただきたいと思います。

瑞穂市の国保税の現状をどう見るかということですがけれども、国保税が払えない、こういう加入世帯の中での滞納世帯の割合ですけれども、県下21市の中で瑞穂市が断然トップなんですね。大ざっぱに言いますと、3世帯、2世帯弱の割合で、弱ですよ、31%ですけれども、滞納世帯になっております。ですから、私としては、特に低所得者に対する施策というものが本当に大事ではないかなというふうに思います。ですから、国保税の引き下げが一番大事じゃないかなと、国保の制度そのものを維持していく上でも大事ではないかなということをおもいます。

そういう立場から御質問をしたいというふうに思います。

今回、限度額が引き上げられました。一方で、5割軽減、2割軽減が改正されていますけれども、それについての国保世帯への影響がどのようなものかということをお、改めてこの本会議で報告をしていただきたいと思いますというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいまの小川議員の御質問ですが、改めて軽減世帯にどのような影響があるかということでございますが、まず5割軽減について申し上げますと、医療分、支援分、介護分というところで、それぞれございますけれども、まず5割軽減につきましては、27世帯に改正されることによって影響が出るというふうに試算をしております。

失礼しました。

まず、市全体として国保の加入世帯の状況、4月の28年の予算ベースのところでは、6,880世帯程度ということで、その中の5割軽減につきましては、850から870世帯が対象になってくるところで、影響部分としては、今27世帯で、額としては150万円程度、それから2割軽減につきましては、800世帯強というところが対象になっておりますけれども、影響としては12世帯と概算をしております。額としては約30万円ということで、合わせて約180万円程度の影響額があるということでございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

この承認案件については、先ほど質疑の中でも言いましたように、この限度額の引き上げの目的である中間所得者層の負担軽減策ということを行っていないということが先ほど答弁の中でございましたから、したがって、この承認案件については反対をいたします。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号を採決いたします。

承認第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数でございます。したがって、承認第2号は承認されました。

これより、承認第3号平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）の専決処分についての

質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

承認第3号平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）の専決処分について質疑をいたします。大分時間も迫っておりますので簡潔にいきます。

補正予算書の2ページをお開きください。ここでは、第1表で継続費補正ということがあります。補正前と補正後に分かれております。補正前は総額で3,609万4,000円、これを年次別に分けますので、年割割にしますと、27年度は3,270万円、平成28年度は339万4,000円、これが補正後に総額で3,909万4,000円、これは年割で平成27年度が3,570万、平成28年度が339万4,000円というふうになっております。

この平成27年度、3,570万円ということは、先ほどの説明ですと、保育所の緊急な工事があるということで300万円入れてあるわけですけれども、このお金ですね。これはどこから来たということが書いてありませんけれども、これはどこからお金が300万円来て、ここへ入ってきたのか、まず聞きたいと思います。

以下については自席から質問いたします。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） それでは、今の300万円のお金がどこにあるかということですが、同じ工事費の中でほかにも工事をしております。そういう中で、その予算を使って工事ができるということで、今回、継続費の枠だけを広げることになりました。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 教育次長さんの答弁ですと、工事費から持ってきたということですが、どこの工事費でしょうかね。教育委員会のお話か、全体の中の話か。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） これは、同じほづみ幼稚園の駐車場整備の工事があったと思うんですけど、この工事の入札差金等がありまして、この300万円はそこで賄われるということです。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 駐車場の関係の差金という話ですね。この手すり等の修理をしたいというのは、文教厚生委員会の中でも現地へ行ったのか、何かでお話を聞いていますけれども、

それは3月十何日だと思いうんですけれども、今度前へ戻りますけど、報告書がありますね。これは前にいただいた資料の中の報告書、第1号があります。平成27年度瑞穂市一般会計継続費繰越計算書の報告について、これは皆さん、議員の方は持ってみえると思います。この報告書については、提出が28年5月2日となっていますね。ここの内訳を、横書きの表があるわけですがけれども、款10の教育費、項の幼稚園費と来ておるんですね。ここには300万円入れた話ですがけれども、要は27年度に、例えば3,570万円を使いますよというふうに言っている中で、当年度は167万5,080円しか使っていないですね、この表ですよ。これは次の28年度に行くわけですがけれども、後先で悪いんですけれども、承認第3号の中の専決第1号という、これが来ておりますね。専決第1号平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）を地方自治法第179条何とかとあって、別紙のとおり専決処分すると言っておるんですね。これを平成28年3月23日にやっておるんやね。これでやって27年度に工事ができるんですか。こんなもんやったら、私が思うには、28年度に予算を計上するか何かしてやるのが妥当じゃないですか。

専決処分を3月23日にやって、それから工事、その3月いっぱいにはできますか、できんでしょう、不可能でしょう。そんなもんやったら、初めから28年度に入れやあいんですから、違いますか、どうでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 今、議員が言われたような検討も財政と一緒に検討しました。その中で、工事費がふえるということは、27年度の3月の工事なので、それについては変更工事契約をしないといけないということで、27年度に補正をいたしました。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ちょっとよくわかりかねるんですが、3月23日に専決処分をいたしましたよ。通常ですと、27年度で見た場合に、その年度で工事を終わるわけやね。けれども、これは当然3月23日から、あと1週間しかないね、当年度は。その中で工事はできないですよ。ですから、思うに、28年度に予算というか、それを計上していけばいいんじゃないですかね。そういうことを考えなかったんですか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 議員のおっしゃるとおり、そういう意見もありましたが、今回の場合、その継続費の額をふやすときに、その28年でふやすのか27年でふやすのか、その検討では、まず変更契約をしないと、今、3月にやっている工事ができないと。今すぐ工事をしなきゃいけないので、27年度で変更契約をして工事を進めるということで、27年度の補正にしました。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 副市長にお尋ねしますけれども、緊急を要するために300万出てきたというふうに思いますけれども、専決処分をしたのが3月23日ですよ。27年度のお金だということやっているんですが、1週間で工事ができるかと。そんなもんやったら、28年度に、さっき言いましたように、予算を計上するなりしてやるのが妥当ではないかというふうに思うんですけど、副市長はどのようなお考えでしょうかね。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） まず継続費というのは、今回、2年度にまたがるということで、当初は補正前ということで3,609万4,000円、こちらをいただいております。そして、時期的には非常に申しわけない時期で、3月の議会が終わる寸前ということで、28年度の予算も上げておるというところで、原因が27年度に起きておるとということで、継続費というのはおおむね一つの工事を、今回は2カ年ですけれども、どれだけの額とどれだけの額でやりますよという割合でございますので、今の限度額では変更がきかないということで、一つの事業として考えておりますので、あくまでほづみ幼稚園の整備事業ということで、駐車場はまた別の契約でございましたので、そういうことで、今回はその変更をするのにも変更ができないという状況ですし、28年度はもう既に予算が上がっているという状況でございましたので、このような格好にさせていただきます。よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 継続費とか繰越明許とか、そういう言葉はわかるわけですね。負担行為とか、ああいうものもわかるんですけども、そういう年度末のときにそんなに専決をやらなくて、本当に新たな気持ちになって、4月、当年度からというような格好でやっていくのがベターではないかというふうに思うわけですよ。

ましてや、先ほど質問しましたように、知らんうちに300万円がぽっと予算書の中に入っておるといってしょう、補正予算書の継続費の中に。27年度の年割で、当初3,270万が3,500万と言っておるんですね。そういった明確な答弁もない中で、質問して、初めてこれはわかってきた話ですよ。そういったところに配慮が欠けているということですよ。そこら辺はどう思われますか、最後ですけれども。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） この専決をしたいということの説明につきましては、3月の議会するときにも説明をさせていただいたと思っておりますけれども、新しく議員さんになられた方も見えますし、本来、この状況についても最初からきちんと説明しておくべきだと思いますけれども、そういう点、私どもの配慮が足らなかったということで深く反省申し上げます。

あくまでも、事態が急に起こって、私たちもどうするかということの中で、予算枠がないと

ということでは事業が進めないのです、27年度の時点で変更させていただいて、そして枠をふやさせていただくということをお願いしたわけでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君、よろしゅうございますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） それで、その工事については、今現在といたしますか、終わっているんでしょうかね、確認をします。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） このバルコニーの補強工事については終わっております。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第3号を採決いたします。

承認第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員でございます。したがって、承認第3号は承認をされました。

これより、議案第40号瑞穂市固定資産評価員の選任についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決いたします。

瑞穂市固定資産評価員に棚橋正則君を選任することに同意する方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 起立全員でございます。したがって、議案第40号は同意することに決定をいたしました。

これより、議案第41号別府水源地配水池新設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番 鳥居佳史です。

議長に質問の許可を得ましたので質問をさせていただきます。

今回の予定金額が5億近い金額の工事費の案件の一般競争入札の応募者が2社しかなかったということについて、そのまま進めたという答弁を全協のときにいただきましたけれども、そのことについて、もう少し詳しく席のほうから質問させていただきたいと思います。

[発言する者あり]

○4番（鳥居佳史君） 失礼しました。

応札が2社であったということについて、そこで、金額が大きいですので、入札参加資格条件等を考慮してもう一度することは考えられませんでしたか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの鳥居議員の御質問にお答えさせていただきます。

私どもとしては、この工事の入札におきましては、一般競争入札という制度で入札を行っております。一般競争入札というのは、入札の公告によって不特定多数の者を募集して競争をさせていただくというもとで行っておりますので、あくまで私どもは、この条件のもとで応札していただいた方と契約するという契約規則になっておりますので、結果として2社ではございましたけれども、その中で競争は十分できたというふうに考えておりますので、やり直す計画はございません。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） この実績に関する1,000立米以上の円筒形システム配水管の条件がありますけれども、実質、これぐらいの規模の円筒形ステンレス管を実際に施工できる企業というのは限られております。つまり、元請はどこであろうと、実際に下請としてこのステンレス管を工事するのは、ほぼ県内のある業者に想定されるんですけども、そういう意味では、この

規模のこういう工事をやりたいという企業はもっとあると思うんですね。つまり、ゼネコンの技術力でもってこれができる、できないかという内容ではないわけです。つまり、このステンレスの鋼管というのは特定の企業でしかできないということは、あとの全体の管理ですね。基礎の部分も含めてですけれども、その部分ができる企業体というのはたくさんおると思うんですね。そういう意味で、この条件というのが必要であったかどうかということへの一つの疑問があります。それについてはいかが思いますか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） まず、こちらの水源地の新設工事につきましては、工場で製作されたステンレス製配水池を基礎工事の上に現場で組み立てるものでございまして、一体的に施工するものでございます。場内整備とあわせて土木工事として発注することが有利と考えられます。

また、上水道の配水池は、飲料水を確保するもので、安全性や確実な工事を求められるもので、土木工事として実績のある業者を選定条件として上げております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） それはわかるんですけれども、このステンレスを製作する企業というのには限られているということで、そのステンレスの槽の下の基礎等については、これは設計の段階でもう明確に、どういう仕様のものかわかっていっているわけですから、元請としてはそんなに難しい内容ではないと思いますね。一番大変なのはステンレスメーカーである。ということは、ある意味どこの、ある程度の規模の元請であれば、この工事についてはぜひやってみたいという内容なんですね。ですから、そういう意味でこの1,000立米という基準はなくてもよかったと思う質問についての先ほどの答えは、ちょっと答えになっていないと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ステンレス製の配水池というのは、今おっしゃられるように限られた業者ということになってまいります。こちらは工場で製作されて現場で組み立てる、その工程を見ますと、やはり土木の施工のほうは、くい基礎の上にくい頭処理を初め設置するという土木的な技術のほうが重要視されるんじゃないかということで選んでおります。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） もう1つ、参加条件で一番下の事業所の所在地なんですけれども、5億という工事金額であれば、岐阜・西濃圏域ではなくて岐阜県内であってもよかったのではないかなあと思うんですけれども、その点はいかがですか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） この事業所の所在地につきましては、おおむね51社が該当するという  
ことで、県内の大きな会社については全て該当してくるという判断のもとで行っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 先ほどもちょっとお聞きしましたが、これ全てに該当する請負元  
が、この実績等も調べられて6社であったと。ほかにもあるかもわからないということだった  
んですけれども、一番言いたいことは、そういう条件の中で結果的に2社だったということ。  
これが1社でも落札条件を満たしていれば決めるということについて、市民の目線からすると、  
それで本当の一般競争入札になっているのかなという懸念を持たれる方も結構おると私は思わ  
ざるを得なくて、今後、こういうようなことがあったときに、何らかの再考というんですかね、  
市民に対して、先ほど言いましたような、本当にこれで一般競争入札の意義があるかどうかと  
いう疑いがかからないような配慮はすべきかなというお考えはありますか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 今回、現実として2社ということでございますので、私ども指名業  
者の選考委員会のほうでは、一度検討をさせていただきたいというふうに思っています。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 堀武。質問をさせていただきます。

鳥居議員が質問したことと少しダブるんですけれども、まずこれもしたかったんですけど、  
岐阜・西濃圏域に本店を有するという、鳥居議員が言われるように限定するのは県内でい  
いんですよ、こんなもんは、そうでしょう。

それと同時に一番重要なことは、ここに出ている1,000立米以上の円筒形ステンレス製配水  
池の築造工事の施工実績を有することと、この1,000立米の円筒形の施工実績をとすることに  
関して松野組が落としているんだけど、松野組のその施工実績はどのようになっているの  
か。

そして、僕はここが一番重要なことなんです。実績というのは、どこかでこれをやったとき  
には実績がないわけなんですよ、そうでしょう。だから、そういうようなことを条件にしてい  
るならば、この最初の1,000立米の実績というのはどこかでつくらなきゃならない、民間でや  
ってくるのか。公共のことに关して実績ということをやっている以上は、その最初のときは  
どこで実績をつけたのか。その辺のことも含めて、松野組の実績とそのときの条件と、それの  
ことを含めてどういふように感じているのか、最初の実績に关してどういふふうに行行政側は感  
じているのか、正確に答弁してください。これは重要なことなんですよ。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの実績でございますけれども、どこという限定ではございません。それぞれのところでやってみるところが登録してあるコリンズというところで調べたところにも入っておりますし、どこの水源地の配水池をやったということではなしに、平成15年以降の実績をもってということで応札に応じられたということだというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） こんないいかげんな答弁ないよ、違いますか。実績があつて、出ておるだけでわかりませんなんていう答弁がどこにあるの、違いますか。ならば、資料を全部これ出しなさいよ。松野組がどこでどうやったという実績自体を、そうでしょう。実績が確実にわかっているようなことで堂々と言えるんですか。そんなどばかな話がありますか、行政側として、これ入札に応札させておいて。

金額が大きいですよ。前の鳥居議員が言われているように、上部体のステンレスは工場生産して現場で組み立てる、その下の土木工事ですよ。土木工事の営業実績があるということは、こんなもんどこだってできるんですよ。それをこんな条件をつけなきゃならんような工事ではないはずですよ、この下に全部書いてある条件のやつは。だから、条件でするならば、1,000立米の実績をどこでどういうふうにしたかということを出してください、松野組の。そして最初、どこでどういうような条件で1,000立米のことをした、その条件はあったのかないのか、そうでしょう。そのときに条件がないようなところでやっておるならば、当然条件なんてつける必要ないでしょう、違いますか。

だから、余りにも、うがって見れば作爲的に見えるわけ、これ自体が、そうでしょう。

答弁できるような形でしてくださいよ、これに関して言えば。何の答弁になっていないよ、そんなもん。資料を出してください、これ資料を、松野組の実績と。違いますか、どこにやっどこにやったかわからんような答弁で入札の応札に応じておるなんて、そんなばかなことありますか。

違いますか、これ出しなさいよ、これを。当然出して、そして最初の松野組がやった1,000立米に関して条件があったかないかも、これ調べて出しなさいよ。そうでなきゃあ、こんなもん認めるわけにいかない、こんな、この条件で云々ならば、違いますか。

余りにも安易な入札を、一般入札で1社でも条件が合えばできるということを答弁しているならば、だったら、落札した松野組に関しての資料を全部出しなさいよ、納得いくような、出せますか、答弁してください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 今の御質問ですけれども、松野組につきましては、古橋の水源地が実績として実際にございます。そちらも考慮しながら選定したということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） じゃあ、そのときの条件はこういう条件でしたのか、その前のときの条件はどうであったのか、そうでしょう。

実績がそこにあったならば、その条件はどういう条件をつけて落札をしているのか、それを調べてください。そして、その条件が松野組に課してあったならば、その前の何を落札しているのか、当然のことですよ、こんな条件をつけるなら、条件なしならいいですよ、違いますか。条件なしならいいけれど、条件をつけてある以上、当然に落とされている金額があるわけ。公共の事業で云々、最初で云々でこんな条件をつけたなら、どこでその条件に合うのか。民間でやって、その実績があるのか。いろんなことで条件をつけなくても、それに関して保証をするとか一筆入れさせるとか、いろんな方法があるわけですよ。それをぼんとういう条件をつけた以上は、水源地云々で、今やないけれども落としたなら、それにこのような条件があったのか。その条件があるならば、その前の条件はどうなのか、それを調べて出してください。そうでなきゃあ、こんなのを認めるわけにいかない。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 先ほど申しあげました古橋水源地につきましては、指名競争入札で行っております。今回の一般競争入札ではなしに、指名競争入札で松野組がそちらの工事を行ったということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） むちゃくちゃな話でしょう、そうすると。前回落とした条件と今回の条件は違う、指名競争入札で云々したなら、その指名競争入札のときの条件というのはどういう形で指名業者を決めたのか。

今回は一般競争入札だけど、これ、すごく制限をかけているわけですよ、制限を、違いますか。そんなならば、なぜ前回と同じように一般競争入札でなくして指名競争入札にしなかったの、そうでしょう。こんな違うことを何でやらなきゃならんということですよ、違いますか。行政のこんなこと、こんな簡単なこと自体を、幾らのこれ金額だと思うんですか。安い金額じゃないでしょう、こんなもん。はい、そうですか、地元の業者が落としました、はい、そうですか、よかった、よかったというわけにいかへんでしょう。入札方式も違うんだから、これ、前回と今回は。

そんなむちゃくちゃな話、どこにあるの。前回と同じように、指名競争入札でしました云々

というなら話もわかるけれども、一般競争入札で、それに条件をいっぱいこれはくっつけている。それで、応札者が2社しかない。いや、1社でも可能だと、設計予算の範囲ならば、こんなずさんなことをやるの、行政は。

4億6,980万円、これは全部税金ですよ。どういうふうに考えているんですか、こんなことで答弁になりますか。もう一回よく考えてください。この落とした云々したって、条件も違うようなことをしていてどう思うの。なぜ条件を変えたんですか、答弁してください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 今回の一般競争入札につきましては、当初、瑞穂市では合併当時は指名競争入札がほとんどでございました。ところが、本来の価格競争という選択肢より、より公平性でより透明性を発揮した制度として、平成19年度途中から予定価格2,000万円以上の工事につきましては、一般競争入札を導入してまいりました。

その後、平成23年度からは予定価格を引き上げて、1,000万円以上の工事対象が一般競争入札へと移行してまいりました。

ですから、合併から平成19年までについては指名競争入札がほとんどでございましたけれども、今のような理由で、金額によっては一般競争入札の制度を導入してきたという経緯がございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） だから、指名競争入札から一般競争入札に変えた云々はいいいんですけれど、内容の条件というものに関して言えば、要するに条件自体が、極端なこと言うと、指名競争入札のときもこういう条件だったかということはどうなんですか、違いますか。同じ条件で指名競争入札から一般競争入札にしたという経緯があるなら、その入札時のこの条件を出してくださいよ、そうでしょう。

同じような条件で、そうしておいて一般競争入札にしたというならわかるけれども、指名競争入札のときにこのような条件が同じでなければおかしいでしょう、違いますか。

19年で、28年で10年前と言うけれども、やっておる施工は同じでしょう。施工が同じならば、同じ条件で一般競争入札で多くの業者の指名を促すためにやったというなら、それが2社しかない。指名入札でやって何社であったのか、条件はどうだったのか、こんなものは調べればわかるでしょう。

松野組が落としたと言うなら、松野組が落とした金額とか、その条件とか、そうでしょう、だから言うんですよ。こんな条件を何でつけなきゃならんかという。A級土木でなくたって、こんなものは基礎、みんなできますよ、土木屋さんならほとんど。それを、すごくこれは条件をつけて厳しくしているの、違いますか。何のためにこんな厳しい条件をつけてくるの、そう

でしょう。

オープンに開かれて多くの業者の参加を促すんだったら、くどいような話ですけども、保証を入れればいいんですよ、保証を、施工に関して云々じゃないけれども、そうでしょう。それを自分たちはせずに、こんなことでやること自体がおかしい、行政として。

くどいような話ですが、その当時の請負に関する条件、一般競争入札にしなくて指名競争入札にしたときの条件がこれと同じかどうか出してくださいよ。同じならば、ある程度わかります。ただ、それでも、その前に1,000立米の実績が松野組はどこにあったのか、同じだったら、それもはっきり出してくださいよ、おかしいでしょう。答弁で逃げ切ろうとしたら、逃げ切れるか。逃げ切れるなら逃げ切ってくださいよ、どんな答弁になるのか。それより資料を出してください、資料を、そのほうが早いから。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 今、御指摘のある案件につきましては、指名競争ですので、ここにありますような公告というような形での条件はないということです。それは業者選定をして、その中で競争させるということですから、お求めになられるような入札の、いわゆる今回のような実績だとか、そういったことは指名の条件の中にはないということでございますので、比較にはならないということになってまいります。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） もう話にならない。そんな答弁で通ると思っておるの、違いますか。指名入札といって条件があるから、こんな条件はつけていませんと。一般競争入札だから条件はいっぱいつけましたと、余りにもおかしいじゃないですか。一般競争入札って今は言わないけど、県内ならわかるけれども、地域も指定し、実績も指定し、あとはこれは当然のことで、施工監理技術とか云々というのは、これは当たり前で、4億何ぼだったら1人常駐させにゃならん、こんなことは当たり前で、何も不思議なことではないんだけど、こんなようなことをやるんだったら、やはり条件をもう少しやる方法だってあるということをやっているんですよ、違います。

ならば、今言うような形で、施工に関して責任を持ってするとか、一筆入れるとか、いろいろなこと、あれは請負契約にもたしかあるはずなんだから。それなのに、何でこんな厳しいことをやるかということ。前は指名で業者選定でやったからそれが入っていない、条件が全然違います、こんなことで市民の人は納得できるのか。

どうですか、副市長、こんなもん納得できると思うか、答弁してくださいよ。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） まず、契約につきましては、先ほどからお話をしていますけれども、

本来は一般競争入札というのが本来の姿でございますが、私どもは指名競争入札と、これは私どもだけでなく多くの市町村が指名競争入札を実施したわけでございますけれども、指名競争入札といいますと、こうした事業の執行時によって確実に施工していただけるということの確実性を持って指名をしておると思います。ですので、先ほど言ったように、多分いろんな、こういうことをやったことがあるか、ないかということは調べて選定をしておると思いますけれども、そうした条件をつけておるわけではございません。

一方、一般競争入札になりますと、よりいい仕事をやっていただくというのが基本でございますので、制限というのは、できる限りかけるのは少なくと思っておりますし、多くの方に競争してもらおうというのが基本だとは思っておりますけれども、こうした特殊なものでございますので、先ほどもそんな特殊じゃないからという御意見もありましたが、特殊でないということであれば、土木工事屋さんも何社かあったということですし、この円形のステンレスというものにつきましても、だんだんコンクリートからステンレスに変わりつつあるという中で、できるだけいい工事をやってもらえることということで、現実はこの2社になったわけでございますが、一般競争入札をやることによって、こうした1億5,000万円以上につきましては、皆さんに契約の同意を求めるわけでございますけれども、私たちが思っていたより業者数が上がってこないことが多くあります。今回についても、現実にもう少し上がってきてもよかったのではないかと、そんなことを考えております。

今後、選定するに当たっては、よりいい仕事を、またいい適正な価格でやっていただけるように、また工夫をしましてまいりますので、その点を御了解いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 最後に聞きますけれども、今、副市長が言われたんですけども、一般競争入札と指名競争入札、これは指名競争入札もあり得るということやね。それ、ほかの市町村でもやっているかどうか、ちょっと答弁してください。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 流れは、本来は一般競争入札というのが原則だと思っております。そこをどの市町村も指名競争をして一般競争に変わりつつあるというところで、また私どもも対象の工事については、基本的には金額を1,000万というふうに下げたわけでございますけれども、また逆に言えば、一般競争入札でやれるところを指名競争入札でやっても問題はないかと思ったりもしますけれども、それにはそれなりの理由が要るだろうと思っております。

ですので、また工事の内容等につきまして、また特殊な工事等があれば、そうした事案が出てこようかと思っておりますので、基本は一般競争入札ということで考えておりますけれども、そう

した点がまたあるようでしたら、また皆さんに御相談を差し上げたいと思います。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） だから言うんですよ。特殊な工事で云々って条件をつけるならば、指名競争入札で前回やったら、同じにやりゃあいいんですよ、業者選定して。だから、特殊特殊と言っているんだから、違いますか。

一般競争入札で応札して、どこの業者でもいいけど、ランクがあるならばできるというような工事でないと、これうたっているわけでしょう、特殊特殊って。ならば、やはりその辺のことを配慮した入札方式をとるべきで、だから一般競争入札だけで指名競争入札がだめと言っているわけでもないでしょう。移行しているというだけで、その物件によっては指名競争入札を市町でもやっている。だから、そのようなことを配慮しながらやって、いかにいい工事を、そしてスムーズに、そして適正価格でやってもらうという努力を行政側はしなきゃならんということでしょう。

だから、同じ繰り返しはしない、賛否の判断は自分でしますけれども、こんなことをやっていること自体が、やっぱり行政側はもっと勉強をしなきゃだめですよ。指名委員会、どういう形でやっているか知りませんがね。判断をするという、過去のことから云々を含めて、だからそのようなことで検討、副市長だったら常に検討する、検討する。検討も結構ですよ、だけど検討が多過ぎるような形に今だとなっておるような気がしますね。だから、そうでなくて、やはり特に入札に関してはそうですね、入札差金の使い方でもそう、あそこで余ったので云々じゃなくて、本当に適正な金額が出てきて、ここで適正でやっているのか、そこの中でうまくやりくりできないのか、いろいろなことを考えて。差金できたもんですよ、それで簡単にここで融通しました、そんな安易なことをやっけてはだめと。

そんなようなことで、私が幾ら言っただって同じことになるから、行政の方はその辺のことをもう少し勉強して、安易な税金の使い方は本当にしないようにしないと、今、ああいうようなことでしたら、予算の百何億の1%とか0.1%とかにしたって金額が出てくるわけでしょう。それをいかに努力するかということをしてください。

以上で、答弁は求めません。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決いたします。

議案第41号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席してください。

起立多数でございます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第42号瑞穂市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決いたします。

議案第42号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席ください。

起立全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第43号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決いたします。

議案第43号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 起立全員でございます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第17 議員派遣について

○議長（藤橋礼治君） 日程第17、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を瑞穂市議会会議規則第169条の規定により提出しております。

内容については、平成28年5月26日に中濃十市議会議長会の主催による議長会議、視察及び情報交換会が各務原市で開催されるため、議長に同行して会議に出席する副議長を派遣したく思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定をいたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。

ただいま市長から、議案第44号瑞穂市監査委員の選任についてが提出されました。

お諮りをいたします。議案第44号は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として審議することにしたいと思います。御異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として審議することに決定をいたしました。

---

### 追加日程第1 議案第44号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 追加日程第1、議案第44号瑞穂市監査委員の選任についてを議題といた

します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） それでは、1件の追加提出議案について御説明させていただきます。

議案第44号瑞穂市監査委員の選任についてであります。

議員のうちから選任する監査委員につき、新たに堀武氏を委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、1件の提出議案につきまして概要を御説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願い申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。議案第44号を会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより、議案第44号の質疑を行います。

地方自治法第117条の規定によりまして、堀武君の退場を求めます。

〔13番 堀武君 退場〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決いたします。

瑞穂市監査委員に堀武君を選任することに同意する方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席してください。

起立全員でございます。したがって、議案第44号は同意することに決定をいたしました。

それでは、堀武君の入場を許します。

〔13番 堀武君 入場・着席〕

○議長（藤橋礼治君） ただいま議会運営委員長から、会議規則第111条の規定によりまして、お手元に配付しましたとおり、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りをいたします。本件は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第2とし、審議することにしたいと思っております。御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本件は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第2とし、審議することに決定をいたしました。

---

#### 追加日程第2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（藤橋礼治君） 追加日程第2、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題にします。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（藤橋礼治君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第1回瑞穂市議会臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後8時47分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年5月2日

瑞穂市議会 臨時議長 藤橋 礼治

議員 北倉 利治

議員 鳥居 佳史